

Title	穩やかさの内實：北宋詩經學史における蘇轍『詩集傳』の位置 その三 小序および漢唐の詩經學に対する認識：補訂
Sub Title	穩やかさの内実：北宋詩經学史における蘇轍『詩集伝』の位置 その三 小序および漢唐の詩經学に対する認識：補訂 Properties of the calmness III : supplements and a collection
Author	種村, 和史(Tanemura, Kazufumi)
Publisher	慶應義塾大学日吉紀要刊行委員会
Publication year	2008
Jtitle	慶應義塾大学日吉紀要. 中国研究 (The Hiyoshi review of Chinese studies). No.1 (2008. 3) ,p.1- 31
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA12310306-20080331-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

穩やかさの内實

——北宋詩經學史における蘇轍『詩集傳』の位置 その三
小序および漢唐の詩經學に對する認識—— 補訂

種村和史

I はじめに

筆者は前稿「穩やかさの内實——北宋詩經學史における蘇轍『詩集傳』の位置 その三 小序および漢唐の詩經學に對する認識——」^{〔1〕}において、北宋詩經學の翹楚『詩集傳』（以下、『蘇傳』と略稱する）を著した蘇轍にとつて漢唐の詩經學がいかなる存在であったかという問題を考えるために、漢唐詩經學の學問的根幹をなす詩序を彼がどのように認識し詩經解釋に用いたかについて考察した。考察の結果、蘇轍は小序第二句以下を素材として自由に扱える立場に身を置き、「據るべきは據り、至らないところは補完修正し、誤りは正すという融通無碍な態度をもつて、自身の詩經學に取り込んでいった」と結論した。しかし、このような學問的態度が漢唐詩經學全體に對しても當てはまるものであるかどうかを知るためには、毛傳・鄭箋・『毛詩正義』^{〔2〕}（以下、『正義』と略稱）の經說に對

する蘇轍の態度を検討する必要があるが、前稿ではそのための十分な餘裕がなかった。そこで、本稿では、この問題を考えるために毛傳および『正義』の經説が『蘇傳』でどのように活用されているかを見ていきたい。あわせて、最後に前稿の中で犯した誤りを訂正したい。

II 毛傳に對する態度

本章では、蘇轍が毛傳をどのように利用しているかを考えたい。ただし、毛傳は後世まで傳わった詩經の注釋として最古のものであり、その訓詁は、後の學者が詩經を研究するためには、學問的立場に關わらずおしなべて重視せざるを得ないものであった。『蘇傳』の注釋に毛傳からの引用があったとしても、それ自體は何ら不思議なところはない。しかし、『蘇傳』には、毛傳の訓詁を利用しつつ詩篇の内容について毛傳と異なる解釋を導き出している例を見出すことができる。そこに見られる二重性は、彼の漢唐詩經學に對する認識を知るために、興味深い視點を提供してくれる。

陳風「衡門」の首章に次のように言う。

衡門之下
衡門こうもんの下

可以棲遲
以こつて棲遲すべし

「傳」「衡門」とは、横木を用いて門に作ったものである。淺く狭いことを言う。「棲遲」は憩い安らぐことである（衡門横木爲門、言淺陋也。棲遲遊息也）

〔箋〕賢者は、衡門が浅く狭いからといってそのもとに休息しないということはない。君主たるものが小さいからといって、政治を興してよいまつりごとと人民の教化との實現に努力しないといけない、ということを抑える（賢者不以衡門之淺陋則不遊息於其下。以喻人君不可以國小則不興治致政化）

泌之洋洋 泌の洋洋たる

可以樂飢 以て飢えを樂しむべし

〔傳〕「泌」は泉である。「洋洋」は廣大である。「樂飢」とは、道を樂しんで餓えを忘れることができるということである（泌泉水也。洋洋廣大也。樂飢可以樂道忘飢）

〔箋〕「飢」とは食べ物が足りないことである。泌水の流は廣々としていて、餓えたものはこれを見ては飲んで餓えを癒すことができる。それによって、人君が慎み深く善良で、賢臣を任用するならば、政治と教化が行き届くこともなおそのようなものであるということとを比喻する（飢者不足於食也。泌水之流洋洋然、飢者見之可飲以療飢。以喻人君愨愿、任用賢臣則政教成、亦猶是也）

毛傳鄭箋は、「衡門」が狭苦しい（淺陋）というマイナスイメージが込められた言葉であり、狭隘な陳國を抑えるものとして用いられていると解釋している。それに對して、「泌」は廣大で豊かな泉の意で、かつえたものの喉を潤し、いつときその空腹を忘れさせる恵みの水というプラスイメージが込められていると解釋し、そこに國を救う賢臣が喻えられていると考える。この解釋に據れば、同じ章の中で、またいずれも後ろに「可以○○」という句を伴って對應關係にある「衡門之下」「泌之洋洋」の二句にかたやマイナスイメージ、かたやプラスイメージと

反對のイメージが付與されていることになる。それに伴って下句との接續關係もかたや「〜であつても、……できる」という逆接關係、かたや「〜は、……できる」という順接關係と異なることになる。^③

一方、『蘇傳』の解釋は以下の通りである。

「衡門」とは、横木を用いて門に作ったものである。「棲遲」とは憩い安らぐことである。……そもそも、安らいで居住するのであれば必ずや大きな屋敷がよく、餓えをいやすのであれば必ずや飲食すべきであり、魚を食べるなら必ずや魴鯉がよく、妻を娶るならば必ずや姜氏の娘がよい。この四者は誰が望まないことがあるうか。しかし、人間はこの四者を手に入れて、はじめて事を行うことができるとは必ずしも限らない。この四者を得た上でなければだめだといふのであれば、一生涯手に入れることができないこともあり得る。だから、自分が實際に持っているものに従つて事を進めるべきであり、そうしてできるかぎりのところまでしたならば、天下の優れたものをもつてしてもはや何も付け加えるべきものはないことになるのである。さもなければ、天下で最も麗しいものを持っていても、それでも常に満ち足りない氣持ちを抱き續けて、とどのつまりは最後まで何もしないで終つてしまうことになるのである。僖公が、自分の國が小國だといつて政治に關心を持とうとしなかつたので、故にこのように述べて誘掖しようとしたのである（衡門横木爲門也。棲遲遊息也。泌泉水也。夫棲遲必大屋、樂飢必飲食、食魚必魴鯉、取妻必姜子。此四者誰不欲之、然人未嘗必此四者而後可爲。必此四者而後可則終身有不獲者。故從其所有而爲之、及其至也、雖天下之美無加焉。不然雖有天下之至美而常挾不足之心以待之、則終亦不爲而已矣。僖公自謂小國無意於爲治、故陳此以誘之）

蘇轍の解釋では、「衡門」は大きな屋敷（大屋）を象徴するものとなり、「泌」と同様、プラスイメージを持つ比喩ということになる。すなわち、「衡門の下、以つて棲遲すべし」と「泌の洋洋たる、以て飢えを樂しむべし」とは、意味のベクトルを共有しつつ、對句的に並列されることにより、「望ましい環境」という意味を疊みかけつつ強調していることになる。『蘇傳』に言うように、この二つは、さらにプラスイメージの「魴鯉」「姜子」と並列されているのであるが、傳箋の解釋では、四者のうち「衡門」のみがマイナスイメージを表していることになり、ややバランスを缺く。蘇轍はそこに無理を感じ、四者同じ意味のベクトルを持つような解釋を提示したものであろう。つまり、『蘇傳』は、詩篇に論理の一貫性を付與し得るような解釋を追求したということができる。

ただし、ここで注目されるのは、『蘇傳』は「衡門」の語義を新たに訓釋し直しているのではないということである。『蘇傳』の「衡門は横木もて門と爲すなり」という訓詁は、毛傳を引用したものである。しかしながら、毛傳ではこの後に「淺陋なるを言ふなり」が續いている。毛傳の理解では横木で作られた門は淺陋なものである。ところが、蘇轍は毛傳の意圖を無視して、自分の解釋と齟齬しない部分のみを引用し、そこに全く逆方向のイメージを付與しているのである。ここに見られるのは、毛傳の論理構造——訓詁の意圖するところ——を捨象して、自分の解釋に資する部分のみを斷片的に取り上げ利用するという態度である。かくして、毛公の訓詁は本來付與されていたイメージを捨象されることによって、蘇轍自身の設計圖に従って様々な形に自由に組み合わせることができるようなる部品として機能することになる。これを蘇轍の立場に立って言えば、毛公の意圖から解放することにより、その訓詁に新たな意義を付與し、より詩經の眞の意義に近い解釋（と蘇轍が考えるもの）の中で息を吹き返させることができた——あたかも、江西詩派の綱領である「點鐵成金」のように——ということになる。ここに、蘇轍の漢唐の詩經學の受容の態度の一典型を見ることができよう。

このような毛傳の扱い方は、前稿で検討した詩序に對するそれと同様である。詩序および漢唐の詩經學に對する蘇轍の態度が一貫性を持った方法論として結實していることが確認できる。

Ⅲ 『正義』に對する態度

唐の孔穎達等が勅命を受けて編纂した『毛詩正義』が、宋代の詩經學にどのような影響を與えたかは、從來の宋代詩經解釋學史研究においては等閑に付されていた問題である。『蘇傳』研究にあつても、『正義』との關係に言及したものはほとんど見られない。筆者は先に、宋代詩經學の先聲たる歐陽脩『詩本義』が、『正義』の影響を受けながらその學問を形成していった様子を考察し、宋代詩經學の成立において、『正義』が重要な影響を與えていたという結論を得た。その上で、『正義』と『詩本義』との間に見られるこのような學問的繼承關係が同時代の詩經學の動向において一般化できるか、あるいは非常に特殊な形にすぎなかったのか、については改めて考察する必要がある、という問題提起を行った¹⁾。この觀點からすれば、歐陽脩の詩經學を繼承し發展させる位置に立つ蘇轍が、その詩經學の學的態度・方法論を確立していく過程で、『正義』からどのような影響を受けたかということは、見過ごすことのできない問題となる。本章では、この問題を考えてみたい。

① 『正義』の解釋および方法論の受容

蘇轍にとつて、『正義』が考證のための古文獻や資料の巨大な寶庫として存在していたであろうということは言うまでもない。事實、字義の考證、人名・地名の比定などについて、『蘇傳』が『正義』を利用している例を見出す

ことは容易である。⁽⁵⁾しかし、『蘇傳』にとつて『正義』は、單にそのような資料源としてのみ存在していたわけではない。蘇轍の詩經學の形成に、『正義』が様々な形で影響を與えていることが確認できる。

小雅「六月」の、

獫狁匪茹

獫狁 げんいん 茹 はかに匪 あぢず

整居焦穫

焦穫 せうかくに整居 せいきよし

侵鎬及方

鎬 こう及 ほうび方 ほうを侵 しんし

至于涇陽

涇陽 けいように至 いたる

について、『蘇傳』は『匪茹』とは、異民族獫狁が侵入すべきでない所〔に侵入した〕ということである。⁽⁶⁾『整居す』とは憚 はばかるところがないことを言う（匪茹非其所當入、整居言無憚也）⁽⁷⁾と云うが、これは『正義』の、

（獫狁が）隊列を整えて亂れることがないというのは、彼らが（敵地である）周の地に（侵入して）居りながら、何の恐れ憚るところがない様子であることを表している（整齊而處之者、言其居周之地、無所畏憚也）

に基づいたものと考えられる。『正義』は、詩人が「獫狁が整然と居竝んでいる」と詠っているのはいったい何を言わんがためなのだろうかという問いを立て、それは獫狁の大膽不敵さを表現し、それによつて彼らが中國にとつていかに強敵であったかを伝えようとしているのだと、解釋している。『蘇傳』はその説を繼承したものと考えら

れる。このように、『蘇傳』は、字義の考證、人名・地名の比定などに關する『正義』の説を參考にするのに止まらず、詩人の表現意圖の解明に關する考察においても、『正義』から學んでいる。蘇轍にとつて疏家が詩篇の鑑賞という側面においても先達であつたことを示している。

蘇轍は『正義』の解釋を受容するにあつて、『正義』の説をそのままの形で踏襲するだけではなく、それを吸收消化した上で、様々な形や方法によつて鍊成し自分のものにしながら利用している。以下にその例を見よう。

邶風「日月」の、

胡能有定

胡ぞ能く定まること有らんや

寧不我顧

寧ぞ我を顧みざらんや

の『正義』に次のように言う。

したがつて、莊公は、事を定めることのできない人間であつた。鄭玄が、事を定めることのできないことゝの應驗である出來事を引いて、「莊公は完を定めることができなかった」というのは『春秋左氏傳』「隱公三年」に、「公子州吁は莊公から寵愛を受け兵を動かすのを好んだが、莊公はそれを禁じなかつた。石碯は諫めて、『もし州吁を跡繼ぎに立てたいのならば、そのようにお定め下さい。もしぐずぐずしていたら、次第に災いとなつてしまいます』と言つた」とある。この記事は、莊公が州吁を太子に立てたいと思つていたことを表すものであり、だから、杜預は、「完は」〔莊公の正妻である〕莊姜の養子となつたけれども、しかしながら、太子

の位ははまだ定まっていなかった」と言ったのである。これは完は太子でなかったことを表す（然則莊公是不能定事之人、鄭引不能定事之驗、謂莊公不能定完者、隱三年左傳曰、公子州吁有寵而好兵、公不禁。石碣諫曰、將立州吁、乃定之矣。若猶未也、階之爲禍。是公有欲立州吁之意、故杜預云、完雖爲莊姜子、然太子之位未定⁽⁸⁾。是完不爲太子也）

これに對して、『蘇傳』は次のように言う。

石碣は莊公を諫めて、「もし州吁を跡繼ぎに立てたいのならば、そのようにお定め下さい。もしぐずぐずしていたら、次第に災いとなってしまいます」と言った。しかし、莊公はそれに従わず、故に災いを引き起こしてしまった。これが、「胡ぞ能く定まること有らんや」と言っていることの意味であろうか（石碣之諫莊公曰、將立州吁、乃定之矣、若猶未也、階之爲亂。莊公不從、故及於禍、此胡能有定之謂歟）

詩に言う「胡ぞ能く定まること有らんや」の直接的な意味は、莊公が夫人である私莊姜を然るべく處遇し、徳と志を同じくして國を治めていくべきなのに、夫婦の間柄さえきちんと保つことができな⁽⁹⁾い⁽⁹⁾のだから、ましてや他のものもろの⁽¹⁰⁾ことをきちんと處理することなどできるはずがない、ということであるが、「他のものもろのこと」とはいつたい何か、詩中には具體的に表現されていない。それを『正義』『蘇傳』兩書とも、この詩句の裏には衛の莊公が妾腹の州吁を寵愛し増長を許したために、後々州吁によって莊公の跡を繼いだ完が弑殺される事態を招いたことが含意されている、と考⁽¹⁰⁾え、またそれを論證するのに、『春秋左氏傳』『隱公三年』の記事を引いている。こ

のことから見て、蘇轍が『正義』の説に依據していることは明らかである。しかし、兩説を比較すると違いがある。それは、莊公のいかなる行爲を「事を定める能わざる」ことの現れであると考えるかについての違いである。

『正義』は、莊公が「事を定むること能わざる人」であるのは、妾腹の州吁への愛情にほだされて正妻莊姜の養子の完を太子の位に就けることができなかつたからであると言う。それに對して、蘇轍は、完を差し置いて、石碣の諫言に従つて州吁に太子の位を與えることを躊躇しできなかったことを指していると言う。兩者の考え方の違いは、その『左傳』の引用の仕方にも反映されている。『正義』は、石碣の諫言に對する莊公の反應を述べた部分を引用していない。これに對して、『蘇傳』は、「莊公從わず」（『左傳』では「弗聽」に作る）と莊公の反應に言及している。これは石碣の言葉に従わなかつたことが問題の焦點であると、蘇轍が認識していたことを表す。

『正義』の解釋は、鄭箋の説に従つたものである。鄭箋に「詩中で詠われている缺點を持つていたことが、莊公が完を太子に定めることができなかつた理由である（是其所以不能定完也）」と言う。『正義』は、これを疏通している。一方、蘇轍は『正義』とは著述の主旨を異にし、鄭箋の説に束縛されることなく自由に自分の説を主張できる立場にあつた。蘇轍のもう一つの著述『穎濱先生春秋集解』卷一「隱公四年」では、『春秋』の「衛州吁弑其君完」に注して次のように言う。

衛の莊公の世子は完、庶子は州吁であつた。州吁は寵愛を受け兵を動かすのを好んだが、莊公はそれを禁じなかつた。莊公が卒すると、州吁は完を弑殺し自ら衛公として立つた（衛莊公之世子完、庶子州吁、州吁有寵而好兵、公弗禁。公卒、州吁弑完而自立⁽¹²⁾）

蘇轍は「世子完」と言っているので、杜預の説とは違い、完が太子であったと考えていることがわかる。そのため、鄭箋と『正義』の説は史實に悖ると考え、自説に合致するよう改めたのであろう。つまり、蘇轍は『正義』の説に依據しながら、『左傳』——鄭箋——『正義』と異なる自分の考え方を反映させるために、必要な修正を加えたものと考えられる。

小雅「六月」の、

比物四驪 比物 四驪

閑之維則 閑なひて維れ則あり

〔傳〕物は毛物なり。則是法なり。言ふところは、先ず戦ふを教へて、然る後に師に用ふ（物毛物也。則法也。言先教戦、然後用師）

について、『正義』は次のように言う。

そうであるならば、「比物」とは同じ力の物を並べることである。戦に用いる車（につける馬）は、その力を均一にし強力であることを貴ぶのであり、毛並みの色が同じであるかどうかは問題にしないものである。それなのに、「四驪（四頭の純黒色の馬）」といているのは、確かに馬力が均一であることが優先されるけれども、その上で、毛並みが同じ色であってももちろんかまわないのである。……同じ毛の色の馬がないと、異なる毛色のものを用いるのである（然則比物者、比同力之物。戎車齊力尚強。不取同色、而言四驪者、雖以齊力

爲主、亦不厭其同色也……無同色者、乃取異毛耳)

『正義』は、毛傳では必ずしも明瞭にされていない(この部分には鄭箋はない)。「比物」の語義を「馬力が同じもの」と説明している。その上で、詩句に「力が均一」でありかつ「色が同じ」であると詠われていることについて、「力が均一」であることが「色が同じ」であることより優先されると、二者に軽重の差をつける。しかし、それでは、詩人はなぜ軽重の差のあるこの二つを並列して詠っているのか、それによってなにを表現しようとしているのかという疑問が湧くが、これについては特に明確な解答を與えてはいない。一方、『蘇傳』は『正義』の説に従った上で、次のように言う。

馬は同じ毛竝みの色のものに揃えられている。體力も同じものに揃えられている。馬力が同じものに揃えられていて、しかも色が同じ純黒色の馬が四頭揃えられているというのは、馬が有り餘るほどたくさんいることを表している(毛齊其色也。物齊其力也。既比其物而又四驪、言馬有餘也)

「比物」を力が同じ馬を揃えること、「四驪」は馬の色が同じことを言ったものと説明するのは、『蘇傳』が『正義』の説に基づいていることを示す。しかし『蘇傳』はそればかりではなく、力が均一であり、しかも毛色が同じ馬が集められていると詠うことによって、馬が有り餘っている、すなわち國の財力が豊かであることを表そうとしているのだと、詩人の表現意圖を読み取り解説している。『正義』と『蘇傳』とを並べてみると、『蘇傳』はあたかも『正義』の「同色の者無ければ、乃ち異毛を取るのみ」という句が言わんとして充分に説明し尽くしていないも

のを、言葉を補いわかりやすく説明しているかのように見える。すなわち、『蘇傳』は『正義』の説に依據した上で、さらにそれを敷衍してより平易な解釋として提示しているのである。

先に見た「獾狽げんたい 茹はかるに匪あぶず……」の例では、毛傳の言い盡くしていない詩人の表現意圖を『正義』が的確に説明していたのを、蘇轍は踏襲していた。本例では、『正義』が言い盡くしていない詩人の表現意圖を『蘇傳』が的確に説明している。あたかも、『正義』が傳箋に對して果たした役割と同様のことを、『蘇傳』が『正義』に對して行っているように見えるのである。

唐風「葛生」第四章に、次のように言う。

夏之日 夏の日

冬之夜 冬の夜

〔傳〕長いことを言う（言長也）

〔箋〕ものを思う者は、晝や夜が長い時にはとりわけひどく物思いにふけるものである。だから、極言して思いの丈を表現するのである（思者於晝夜之長時尤甚、故極之以盡情）

百歳之後 百歳の後

歸于其居 其の居に歸らん

〔箋〕「居」というのは墳墓のことである。このように言っているのは妻が思いを專一にしているのは義の至りであり、情を盡くしているということである（居墳墓也。言此者婦人專一、義之至、情之盡）

この箇所には『正義』はない。一方、『蘇傳』には次のように言う。

夏の日と冬の夜は、物思う者の氣持ちが昂ぶるときである。夫を思ってもかなわない。そこで、「生きてお会いすることはできません。再會するには、死んでからあの居室に歸るしかありません（あの世でお目にかかるしかありません）」と言う。「居」とは、墳墓のことである。思いが深くふたごころがない。これは眞心あつた唐風の特徴をよく表したものである（夏之日、冬之夜、思者於是劇矣。思之而不可得、則曰、不可生得而見之矣。要之、百歳之後、歸于其居而已。居墳墓也。思之深而無異心。此唐風之厚也）

鄭箋	蘇傳
<p>思者於晝夜之長時尤甚、故極之以盡情</p> <p>居墳墓也</p> <p>言此者婦人專一、義之至、情之盡</p>	<p>夏之日、冬之夜、思者於是劇矣</p> <p>思之而不可得、則曰、不可生得而見之矣。要之、百歳之後、歸于其居而已</p> <p>居墳墓也</p> <p>思之深而無異心。此唐風之厚也</p>

鄭箋と『蘇傳』との對應關係を考えると次のようになる。

これを見ると、鄭箋の説が『蘇傳』に取り込まれており、蘇轍が鄭箋を踏まえて解釋を行っていることがわかる。そしてその上で、『蘇傳』には、「之を思へども得べからざれば則ち曰ふ、『生きながらにして得て之に見ゆべからず。之を要むるには、百歳の後、其の居に歸るのみ』という、鄭箋にはない一節が挿入されている。このうち、詩句からの引用ではない部分として、「……之に見ゆべからず」までの前半部分が特に注目される。これは、本詩の「夏の日、冬の夜」の二句と「百歳の後、其の居に歸らん」の二句との間に存在する、意味上の飛躍を説明する役割を擔っている。と同時に、鄭箋が前二句に對して「之を極めて以つて情を盡す」という言葉で概括している詩中の妻の思い——愛しい夫に會うことがいかにしても適わないうえのせつば詰まった思い——の具體的な内容を、わかりやすく展開させたものであり、その意味で鄭箋の意を敷衍した注釋ということができるとすれば、これは『正義』の著述の主旨と一致する方法論によつて行われた注釋ということになる。つまり、蘇轍は『正義』の疏通の方法を用いて、傳箋をよりわかりやすい形に敷衍しながら自己の注釋に取り入れ、詩人の意圖を説明しているのである。

以上検討した四例からは、『正義』からの影響を様々な形で見ることができるといえる。いずれの場合においても、單に詩句の字義・語義の注釋で満足するのではなく、表現された詩句の中に詩人がいかなる意圖を込めているかを明らかにし、確に説明しようという、蘇轍の解釋姿勢が指摘できる。すなわち、蘇轍は特に字句の訓詁において、毛傳・鄭箋の成果を活用するが、その単純な引用に満足せず、傳箋の訓詁・解釋を詩人の意圖の闡明に繋げていくた

めに、『正義』の説およびその方法論を積極的に利用しているのである。『正義』がそれを的確に説明していればそれを自分の注釋に受容し、『正義』の説明で不足があればそれを補い、さらに『正義』が説明を加えていない場合には、『正義』の方法論を應用して自ら説明を加えている。このように見ると、『蘇傳』が傳箋の訓釋という詩經學史上の財産を最大限有効に利用するために、『正義』の殘した研究業績とその方法論とが極めて大きな意義を持つていたことがわかる。

② 『正義』と『蘇傳』が異なる説をとっているもの

『正義』と『蘇傳』との關係は、前節に見たような直接的な影響だけに留まらない。傳箋正義と『蘇傳』とが、表面的には反對の説を唱えているように見えるが、實際には、兩者は同様の認識を持っていたと考えられる例もある。

小雅「菁菁者莪」の、

既見君子 既に君子を見れば

賜我百朋 我に百朋を賜ふ

の鄭箋に、「古は貝を貨とし、五貝を朋と爲す（古者貨貝、五貝爲朋）」という。

これに對して、『蘇傳』は「古は貝を貨とし、二貝を朋と爲す（古者貨貝、二貝爲朋）」と言う。これは、『漢書』「食貨志下」の次の記事に據った説である。

大貝四寸八分以上、二枚爲一朋、直二百一十六。壯貝三寸六分以上、二枚爲一朋、直五十。么貝二寸四分以上、二枚爲一朋、直三十。小貝寸二分以上、二枚爲一朋、直十。不盈寸二分、漏度不得爲朋、率枚直錢三。是爲貝貨五品。⁽¹³⁾ (傍點筆者)

一見すると、鄭箋と『漢書』『食貨志下』とは説を異にしているように見える。しかし、『正義』に據れば、兩者には説の食い違いはないという。

(鄭箋に言う)「五貝」とは、『漢書』『食貨志』に、大貝・壯貝・么貝・小貝・不成貝を五種類(の貝)とされている。「朋と爲す」と言っているのは、小貝以上の四種類の貝をそれぞれ二個ずつ組にして一朋と数えたのであるが、不成貝は二個ごとに「朋」という組をなさない。鄭玄は經文(が「百朋」という言い方をして)にしている(に基づいて)大きな見方をして解釋したのであり、貝には五種類があり、その貝の中には、二個ずつ組にして朋とするものがある、と言っているのである。貝五個で組にして一朋と数えると言いたいわけではない(五貝者、漢書食貨志以爲大貝・壯貝・么貝・小貝・不成貝爲五也。言爲朋者、爲小貝以上四種各二貝爲一朋、而不成者不爲朋。鄭因經廣解之、言有五種之貝、貝中以相與爲朋。非摠五貝爲一朋也)

つまり、鄭箋の「五貝爲朋」の「五貝」とは、貨幣に用いた貝にはその大きさに據って五種類に分類されるということを言っており、一方「二貝爲朋」は、貝二枚でひと組とする古代の單位を言っているのであり、兩者は異なる観点から説明しているので、「朋」の語義の理解が兩者で食い違っているわけではないと考えるのである。この

説明に據れば、鄭箋の「五貝爲朋」は「五貝には朋を爲すあり」と訓じ、「貨幣に用いる五種類の貝の中には、二枚でひと組になるもの——すなわち、大貝・壯貝・久貝・小貝の四種類——がある」と解釋することになる。

果たして、鄭箋の言わんとするところが『正義』の解説の通りであるか否かは、議論の餘地があるだろう。¹⁵⁾しかし、ここで注目したいのは、鄭箋をこのように理解しようとする疏家は、蘇轍のそれと同じく「朋」は貝二枚であるという認識をもっていたであろうと考えられるということである。『正義』は、このような認識のもとに鄭箋を正當化するために、『漢書』「食貨志下」の説明に合致するように説明しているだろうということが、『蘇傳』と異なっているだけである。

このような例は、語句の訓詁に關する問題についてみられるだけではない。前稿Ⅲ-②で検討した、周南「卷耳」を再び取り上げよう。この詩の小序は以下の通りである。

卷耳、后妃之志也。又當輔佐君子求賢審官、知臣下之勤勞、内有進賢之志、而無險誡私謁之心、朝夕思念、至於憂勤也

これに對し、蘇轍は次のように述べる。

婦人は、賢者を求めて自らの助けとするよう夫を勵ますことを心得ている。そのような志を持っているだけでよいのである。賢者を求めるとかその官職を審査するとかいったようなことは、君子の職分である（婦人知勉其君子求賢以自助、有其志可耳。若夫求賢審官則君子之事也）¹⁶⁾

蘇轍は、小序第二句を、「又當輔佐君子、求賢審官……」と句讀し、后妃が夫のために自分で賢者を求め官職を審査する、と述べていると解釋する。⁽¹⁵⁾ その上で蘇轍は、后妃が政治に容喙すべきではないという認識から、小序に批判を加えている。

ところが、后妃が政治に容喙すべきではないという認識は傳箋正義にもすでに存在すると考えられる。

嗟我懷人 嗟 人を懷ふ
眞彼周行 彼の周行に眞かん

について、毛傳は、

夫が賢人を官職を與え、周の並み居る大臣の列に加えることを思う（思君子官賢人置周之列位）

と言う。ここには、賢人を官職につけるのはあくまで夫である天子であり、后妃はそれを心に願っているだけだという考え方が見られる。后妃が主體的に政務に携わるといふ姿は毛傳の解釋では現れない。この毛傳の説に拠るならば、小序第二句は、蘇轍とは違い「又當輔佐君子求賢審官……」と句讀し、后妃は夫が賢者を求めその官職を審査するのを補佐する、と解釋することになるであろう。⁽¹⁶⁾

小序を敷衍した『正義』も次のように言う。

「卷耳」の詩の作者は、后妃の志を言っているのである。后妃はただに賢者を進めるところに憂いを持ち、自ら婦道を實踐するだけでなく、さらに君子を補佐すべきである。この志は、夫に賢德のある人物を求めさせ、審査してしかるべき官位を與えさせたいと願っているのである。また、臣下が國外へ使いとして出て苦勞しているのを知り、夫に彼を勞い表彰させたいと思うのである。内に賢人を推薦したいとの志を持ち、ただ徳があるかどうかという事で採用するのであり、不正なふるまいをしたり、自分の親戚を官位につけてもらうよう裏から働きかけるようなことは考えない。さらに、朝夕にこのことを思い、自分の夫が賢人を官位につけてくれることを願ひ、とうとう心配になつてしまふまで、そればかり考えるのである。これがすなわち后妃の志なのである。「賢を求め官を審らかにす」、「憂勤に至る」というのは、いずれも君子を補佐することである。これらは君子の專權事項であるが、后妃もまた君子と同じように心に思うのであり、だから、后妃の志というのである（作卷耳詩者、言后妃之志也。后妃非直憂在進賢、躬率婦道、又當輔佐君子、其志欲令君子求賢德之人、審置於官位、復知臣下出使之勤勞、欲令君子賞勞之。内有進賢人之志、唯有德是用、而無險詖不正、私請用其親戚之心、又朝夕思此、欲此君子官賢人、乃至於憂思而成勤。此是后妃之志也。……求賢審官、至於憂勤、皆是輔佐君子之事、君子所專、后妃志意如然、故云后妃之志也。）

『正義』は、小序第二句に對して『蘇傳』とは異なつた讀みをしている。『蘇傳』では、「求賢審官」を「補佐君子」の具體的内容ととり、「后妃自身が夫を補佐して賢者を求め官位を審査する任務を執り行ふ」と言っているのだと解釋した上で、それを批判した。それに對して、『正義』は「求賢審官」を、后妃が「君子を補佐し」ながら心に懷いている夫への願ひと、と考えている。「求賢審官」を后妃の行動とはとつていないのである。このことは、

その下に「君子の専らにする所、后妃の志意然るが如し」と言っていることから裏付けられる。確かに、「賢者を推薦する（進賢）」ことは后妃が行うとは考えているけれども、「求賢審官」という實際の政務に后妃が携わるといふ解釋は巧妙に回避されている。¹⁹⁾

「臣下の勤勞を知る」についても、『正義』の説に據れば后妃は使者として國外に赴いた臣下の苦勞を思いやりこそすれ、やはり夫が彼を勞い表彰することを期待するのであり、自分が表立って臣下を勞うことはないのである。國事の表舞臺に立つことなく、夫を善導するという役割に徹する后妃の姿をここから讀み取ることができる。

ここで、『正義』の解釋の妥當性を検討してみよう。『正義』の解釋によつて小序を見直すと、小序の「輔佐君子求賢審官」という句は、后妃が君子を輔佐することによつて、夫が「賢を求め官を審す」るようしむける、という論理で構成されていることになる。后妃の行爲と、それによつて夫に實行を求める内容という論理關係が見出される。

それに對して下の文の、「臣下の勤勞を知る」は后妃の行爲であるが、それによつて實現されるべき事柄——后妃が臣下の勤勞を知つた上で、夫に實現するよう働きかけるべき事柄——についての記述が續いていない。「后妃が臣下の勤勞を知る」から導き出される「夫が〇〇することを願う」に當たる句がないのである。このことは、小序のこの部分を疏通した『正義』を見るといっそう明瞭である。

『正義』は、「又當輔佐君子、其志欲令君子求賢德之人、審置於官位。復知臣下出使之勤勞、欲令君子賞勞之」と言い、小序を踏襲した「復た臣下の出使の勤勞を知りて」という句の後に、小序に述べられていない「君子をして之を賞勞せしめんと欲す」という句が補入されている。それによつて、后妃の行爲とそれによつて夫に求める内容（欲令君子……）という同じ構造を持った二つの文が對句的に並列することになっている。²⁰⁾これを圖示すれば、次

のようになる。

又當輔佐君子 ↓ 其志欲令君子求賢德之人、審置於官位

復知臣下出使之勤勞 ↓ (欲令君子賞勞之) (正義の補入)

后妃が夫を補佐する ↓ 夫に賢者を求め官職を審査させようとする

臣下の勤勞を知る ↓ (夫に臣下を賞め勞わせようとする) (正義の補入)

つまり、『正義』の解釋は、本來小序に述べられていない架空の一節を補うことによって初めて成立し得る説である。これは、「輔佐君子求賢審官、知臣下之勤勞」の主體をすべて后妃と考えるのが、本來自然な理解であるはずのところを、あえて「求賢審官」を夫の行動と解釋したために生じた論理の不整合を繕おうとして編み出されたものであることを意味している。すなわち、『正義』の解釋は、小序の文脈を自然に敷衍したのではなく、多分に意圖的な論理操作を伴ったものであったと考えることができる。疏家には「求賢審官」は后妃の行爲ではなく夫の行爲であるべきだという解釋の前提となる價值観があつて、文脈上の飛躍が生じることを承知の上で、その價值観に合致するような解釋を小序に施したのであろう。このように考えると、疏家の認識は女性が國事に關與すべきではないという意見を前面に出した蘇轍のそれと、それほどかけ離れてはいないことになる。

以上の二例は、『正義』の撰者が自分たちの價值観に合致するように種々の工夫を凝らしつつ、序傳箋を解釋をしていたことを表すものであるが、疏家の再解釋に隱微な形で現れた價值観は蘇轍と共通のものであったことになる。兩者の差異は、かたやその價值観に合うよう小序を解釋し、かたやその價值観によって小序を批判する、とい

うように表現形式のベクトルが逆であるというだけである。『正義』が序傳箋の疏通という著述の趣旨に制約されていたということを念頭に置きつつ、『正義』と『蘇傳』の説の共通性の意義を考えた場合、『正義』が漢代の詩經學と『蘇傳』との架け橋となつてゐることがわかる。このように考えれば、蘇轍が自身の詩經研究を構築していくに當たつて、『正義』が到達した學的水準の基礎の上に立つて、その業績を旺盛に咀嚼し、自身の詩經研究に取り入れていったであろうことが推測される。

蘇轍の先輩に當たる歐陽脩は、詩經學の革新を行った人物として有名であるが、筆者の考察に據れば、漢唐の詩經學から歐陽脩の詩經學への變容は、鋭角的で突然の方向轉換ではなく、すでに唐代の『正義』の段階で傳箋の説を尊崇しつつもその趣旨を柔軟に變質させるといふ再解釋の過程を経ており、その準備的な業績を十分に利用できたからこそ、歐陽脩は新たな詩經學の地平へ向けてスムーズに離陸することができたのである。²² 本章の考察を通して浮かび上がった蘇轍の『正義』に對する關係は、歐陽脩のそれを受け継ぐものである。これは、本章冒頭に触れた「『正義』から學問的養分を吸収しながら自己の學問を形成していくという」『詩本義』の學問姿勢が當時の學界で一般的なものだったのか、非常に特殊な形だったのか……同時代の詩經學の動向について一般化できるかどうか」といふ問いに對する答えの一部となるであろう。すなわち、歐陽脩と『正義』との關係は、決して特異で孤立的な事例ではなく、歐陽脩の開拓した詩經學が時代の學問として發展していく中で、彼の後繼者によつて基盤的な態度として受け繼がれてゐることがわかる。また、『蘇傳』はそのような、唐から宋への順調な發展曲線上に確かに存在していたからこそ、地に足の着いた着實な研究を行うことができたのである。宋代詩經學にとつて、『正義』は利用價值のない過去の遺物ではなく、學的方法論を構築していく上で、不可缺の先達として生きた影響を與えていたことが改めて確認できる。

IV まとめ

以上、毛傳および『正義』に對する『蘇傳』の態度を考察した。毛傳についての検討からは、毛傳の訓詁を毛公の詩篇解釋から切り離してその字義解釋のみを利用するという態度を見ることができた。ここに見られるのは機能主義的な態度で前代の詩經學の成果を吸収しようという態度である。また、『正義』についての検討からは、唐代の詩經學からその成果と方法論とを自身の詩篇解釋に旺盛に取り入れている様子を見ることができた。ここで明らかになったのは、學的立場を異にする前代の詩經學と『蘇傳』との間には實は密接な關係があつたといふことである。これら二つの視點から浮かび上がった蘇轍の態度は、前稿で取り上げた小序に對する態度とパラレルである。すなわち、彼は小序にせよ傳箋正義にせよ、自分の詩經觀と合致するものは積極的に受容し、齟齬するものについても一律に排除するのではなく、有用なものを部分的に切り取って利用し、あるいはまた加工を施して自分の説に沿うものとして再生して用いる。そのような形を取りながら、蘇轍は自分の詩經學の形成のために、漢唐の詩經學の成果を貪欲に吸収している。このように、漢唐の詩經學に對して繼承・排斥の一方に偏ることない融通無碍な態度を持つて臨んだことは、蘇轍が新鮮さと安定性とを兼ね備えた詩經學を打ち立てるための重要な要素となつてゐる。またそれ故にこそ、『蘇傳』は宋代詩經學史上に確固たる地位を占める典型的な著述となり得たと考えられる。

注

- (1) 慶應義塾大學日吉紀要『言語・文化・コミュニケーション』第三九號、二〇〇七年十二月。
- (2) テキストは、十三經注疏整理本(二〇〇〇、北京大學出版社)第四～六冊を用いた。
- (3) 傳箋正義が同一句形の反復について不均衡な解釋を行っている例は、他にも『鄒風「柏舟」に見られる。傳箋正義は、本詩の「我心匪鑿、不可以茹」を「我が心 鑿の、以て茹るべからざるには匪ず」と讀むのに對して、「我心匪石、不可以轉也、我心匪席、不可以卷也」は「我が心 石に匪ざれば、以て轉がるべからず、我が心 席に匪ざれば、以て卷くべからず」と、句構造を變えて解釋している。一方、歐陽脩以後の學者は、この三句を同じ意味構造として解釋する。『蘇傳』も、「我心匪鑿、不可以茹」の「茹」を「入」と訓釋し、「鏡は善いものであるとも悪いものであるとも選ぶことなく受け入れその像を映すが）私の心は鏡ではないから、善惡嫌わずに受け入れることはできない」と解釋し、他の二句との句構造の對應を圖っている。これは、傳箋正義とそれ以後の詩經學との解釋態度の違いを表すものといふことができよう。
- (4) 拙稿『歐陽脩《詩本義》の搖籃としての《毛詩正義》』(宋代詩文研究會『橄欖』第九號、二〇〇〇・十二)参照。
- (5) 一例を挙げよう。小雅「六月」第四章、「獵狁、茹るに匪ず、焦穫に整居し(獵狁匪茹、整居焦穫)」の毛傳に「焦穫は周地の獵狁に接する者なり(焦穫周地接于獵狁者)」と言ふ。ここに見える「焦穫」という地名について、『蘇傳』は毛傳よりさらに具體的に、「焦穫は周の藪なり。郭璞曰く、扶風池陽縣瓠中是れなり、と。(焦穫周之藪也。郭璞曰、扶風池陽縣瓠中是也)」と言ふが、これは『正義』の、『爾雅』釋地に、『周に焦穫有り』と言ふ。郭璞の注に『今の扶風池陽縣の瓠中是れなり』と言ふ。この巨大な沼澤は瓠中にあり、沼澤の外もやはり焦穫の地である。周の國境が獵狁の領土と接している場所である(釋地云、周有焦穫。郭璞曰、今扶風池陽縣瓠中是也。其澤藪在瓠中、而藪外猶焦穫。所以接于獵狁也)に基ついた説だと考えられる。『爾雅』「釋地」を見ると、「焦穫」は、魯の大野・晉の大陸・楚の雲夢などとともに「十藪」すなわち十の巨大な沼澤地の中の一つであると説明されている。『正義』は、『爾雅』の記述によつて焦穫が「藪(大沼澤)」であることを付記しているのであるが、蘇轍の注釋もこれに據つたも

のと考えられる。

(6) 「茹^{はか}る」の訓は、鄭箋の「茹、度也」に拠った。『正義』は鄭箋に基づき、「獾狁匪茹」の句を「言獾狁之來侵、非其所當度為也」と解釋する。

(7) 蘇轍は、「茹」の語義について鄭箋とは異なり、「入る」という意味でとる。両者の訓詁の差違が邶風「柏舟」の「我心匪鑿、不可以茹」におけるそれぞれの解釋に対応していることは、注(4)を参照のこと。

(8) 『春秋左氏傳』「隱公三年」の、「其娣戴嬀、生桓公、莊姜以爲己子」の杜預注に「雖爲莊姜子、然大子之位未定」と言う。これについて『春秋左氏傳正義』は、「石碣言、『將立州吁、乃定之矣』請定州吁、明大子之位未定。衛世家言立完衛大子、非也」(十三經注疏整理本、北京大學出版社、第十六冊、九二頁)と言う。これに據れば、完は太子の位を授けられていなかったと杜預が考える根據は、ほかでもなく『左傳』の石碣の言葉からの推測であったことになる。これに對立する史料として『史記』「衛世家」に「莊公五年、取齊女爲夫人、好而無子。又取陳女爲夫人、生子蚤死。陳女弟亦幸於莊公、而生子完。完母死、莊公令夫人齊女子之、立爲太子」(中華書局排印本、一五九二頁)と言ひ、完がすでに太子に立てられていたと言う。ここでは、石碣の諫言も「庶子好兵、使將、亂自此起」であり、州吁を太子に立てるよう主君に進言はしていないので、當時完が太子に立てられていたことと矛盾はしない。先に述べたように、杜預の説が『正義』が言うように『左傳』の石碣の言葉からの演繹的な推測に過ぎないからには、そのみを根據として『史記』の記述が誤りであると論斷することはできないわけである。したがって、本文の後に論ずるように、蘇轍が完が太子に立てられていたと考えるのも、一つの立場として成立することになる。

(9) 『正義』の、「今乃如是人莊公、其所接及我夫人、不以古時恩意處遇之、是不與之同德齊意、失月配日之義也。公於夫婦尚不得所、於眾事亦何能有所定乎。適曾不顧念我之言而已、無能有所定也」に據る。

(10) 「日月」の詩序に、「日月、衛莊姜傷己也。遭周吁之難、傷己不見答於先君、以至困窮之詩也」と言う。傳箋正義が、本詩を周吁と關係づけて解釋するのは、詩序の第二句に「遭周吁之難」とあるのに據ると考えられる。同じくこの詩を周吁と絡めて解釋する蘇轍は、やはり詩序第二句に従っていることになる。であればこれも前稿で論じた、蘇轍が

詩序第二句を削除しながら、実際にはその記述に従って解釋を行つてゐる一例ということになる。

- (11) 『正義』の引用の仕方にも理由があると考えられる。すなわち、石碯の諫言の眞の意圖は、莊公が州吁を太子に就けるよう勸めてゐるのではなく、太子に就ける意志がない以上、莊公は州吁に對する溺愛を改め、彼に身の程をわきまえた振る舞いをさせるよう訓育すべきであると諫めるところにあつた。そのような説明を加えずに「將立州吁、乃定之矣。若猶未也、階之爲禍」の後に「弗聽」だけを引用すると、石碯の諫言の眞意が見失われ、いたずらに主君に無道を勸めてゐる印象になってしまうことを怖れて、『正義』は引用しなかつたと考えられる。このように見ると、『蘇傳』は、引用の完結性こそあるけれども、『左傳』の意圖を無視した形で引用してゐるともいふことができるかも知れない。

- (12) 『兩蘇經解』（京都大學漢籍善本叢書第一期、一九八〇、同朋社）第四冊、一七四六頁。

- (13) 中華書局排印本第四冊一一七八頁。

- (14) 本文に掲出した『漢書』「食貨志下」の中で、「一寸二分に満たないものは、度から漏れて朋とすることができず、おおむね一枚につき値三錢である（不盈寸二分、漏度不得爲朋、率枚直錢三）」（譯文は小竹武夫譯、ちくま學藝文庫『漢書2 表・志 上』、四八五頁、一九九八、に據つた）が、『正義』に言う「不成貝」にあたる記事である。

- (15) 清・陳奐『詩毛氏傳疏』では、鄭箋の「古者貨貝、五貝爲朋」を説明するのに、『淮南子』「道應篇」の「散宜生得大貝百朋以獻紂」の高融注にも「五貝爲一朋也」とあることを引き、「一朋五貝、百朋五百貝」と結論する。これは、『正義』とは異なり、鄭玄が貝五枚で一朋であると言つてゐると考えるものである。『正義』の説が定論とは言えないことがわかる。ちなみに、清・胡承珙『毛詩後箋』は、『正義』説を是とする。

- (16) これは、歐陽脩『詩本義』の「婦人無外事、求賢審官、非后妃之職也。臣下出使、歸而宴勞之、此庸君之所能也。國君不能官人於列位、使后妃越職而深憂、至勞心而廢事、又不知臣下之勤勞、闕宴勞之常禮、重貽后妃之憂傷、如此則文王之志荒矣」および「后妃以采卷耳之不盈、而知求賢之難得、因物托意、諷其君子以謂賢才難得、宜愛惜之」といふ説を承けたものと考えられる。

(17) 蘇轍の説に拠れば、詩序の全文の解釋は、「(卷耳)」の詩の歌っているのは、后妃の志である。さらに、君子を補佐して賢者を求めその官職を審査し、臣下の勤勞の様子を知り、心の内に賢者を推薦する志を持ち、不正や情實を行う氣持ちなどなく、朝夕にそのことを思い、一心に考えるあまり心の憂いにまでなってしまうのである」となる。

(18) もちろん、『正義』が小序は第二句以下も含めて子夏が孔子の教えを受けて作つたものだと考えるのに対して、蘇轍は毛公こそ小序第二句以下の主たる作者であると考えているように、古來、詩序の作者を誰と考えるかは諸説入り亂れ定論はない。したがって、はたして毛公が詩序に則り詩序を解釋する立場にいたかどうか(蘇轍の考えるように、毛公自身が詩序の作者であるならば、そもそも毛公が詩序を解釋したと想定するのは無意味であるから)も、斷定することができないことになる。であれば、ここで問題にしている詩序の説と毛傳の説との關係についても、それが毛公の詩序解釋であるのか、あるいは毛公という一人の著者が詩序と傳という別の場所と同じ説を反復しているのか、どちらと考えるべきなのかも微妙な問題をはらむことになるだろう。しかし、本稿ではこの問題には立ち入らない。

(19) 『正義』の説に拠れば、詩序の全文の解釋は、「(卷耳)」の詩の歌っているのは、后妃の志である。さらに、君子が賢者を求めその官職を審査するのを補佐して、臣下の勤勞の様子を知り、心の内に賢者を推薦する志を持ち、不正や情實を行う氣持ちなどなく、朝夕にそのことを思い、一心に考えるあまり心の憂いにまでなってしまうのである」となる。

(20) 『正義』は、引用文の中略部分に「補佐君子、摠辭也。求賢審官、至於憂勤、皆是輔佐君子之事……」と言う。これに拠れば、『正義』は「補佐君子」が、「知臣下之勤勞」をも含み、「求賢審官、……至於憂勤」全体にかかっていると考えているように見える。しかし、『正義』に「欲令君子……」が二度繰り返されているところから考えると、やはり本文で論じたように、「補佐君子、求賢審官」と「知臣下之勤勞」とを対句的に並列されて説明されているようである。つまり、『正義』自体の説明に矛盾があるように思われる。しかし、かりに、「補佐君子」が「求賢審官、……至於憂勤」全体にかかっているとすると、『正義』が「知臣下之勤勞」を后妃の行動ととっている以上、「又當輔佐君子求賢審官、知臣下之勤勞」についての『正義』の解釋には、本文で指摘したような論理上の不整合が存在

- し、疏家はそれを承知した上で、あえてこのように説明したと考えられるので、筆者の論旨は成立すると思われる。
- (21) この問題については、前掲拙稿、二〇〇〇を参照されたい。
- (22) 前掲拙稿、二〇〇〇参照。

訂正

前稿Ⅱ-②において、蘇轍が小序第二句以下を削除しながら、實はそれに基づいて詩篇解釋を行っている例として、齊風「盧令」を取り上げた。その中で首章の「盧令令たり、其の人美にして且つ仁あり（盧令令、其人美且仁）」に付された『蘇傳』を次のように引用した。

昔の人は、狩獵によつてたがいに尊敬しあつた。だから、その獵犬の首輪の音を聞くと褒めて、「彼は仁徳ある人だ」と言う。ちよつと齊風「還」に、「我に揖して我を儼と謂ふ」というのと同じである（昔人以田獵相尚。故聞其纓鑲之聲而美之曰、此仁人也。猶還曰揖我謂我儼兮耳）

右文中、「昔人」とあるのは筆者の引用の誤りである。『蘇傳』明刊本（『穎濱先生詩集傳』京都大學漢籍善本叢書第一期影印萬曆二五年焦竑序刊兩蘇經解本、一九八〇、同朋社）および文淵閣四庫全書本に「昔人」とあるのを字形の相似により「昔人」と読み誤り、宋刊本（續修四庫全書據淳熙七年蘇詡筠州公使庫刻本影印本、上海古籍出

版社、このテキストは、「時人」に作る」との對校に当たって見逃してしまったものである。「崑」は「時」の別體であるので、これは正しくは「時人」である。したがって、譯文も以下のように訂正されなければならない。

當時の人々は、狩獵によつてたがいに尊敬しあつた。……ちやうど齊風「還」に、「我に揖して我を儼と謂ふ」というのと同じである。

解釋の訂正に伴つて、蘇轍のこの詩説に對する評價も正されなければならない。前稿では、蘇轍がこの詩を傳箋正義と同じく陳古刺今——いにしへの治まれる御代に思いを馳せその様子を詠うことによつて、その裏に亂れた現世のありさまに對する悲しみと批判の思いを込める——の詩ととつたと考えたが、實際には彼は、傳箋正義の解釋に反對して、この詩を詩人の生きた當時、爲政者達が道德的に墮落し、亂脈な生活を送りながらそれを恥ずかしいとも思わない様子をありのままに描いた詩であり、その點で齊風「還」の詩と軌を一にしている、と認識し、それを「猶ほ『還』に……と曰ふがごとし」と表現しているのである。そしてそれは、「盧令」の小序第二句以下、

襄公は鳥や獸を狩ることを好み民政を治めようとしなかつたので、人民はこれに苦しみ、故にいにしへのありさまを述べて風刺したのである（襄公好田獵畢弋而不脩民事、百姓苦之、故陳古以風焉）

に蘇轍が従わなかつたことを意味する。つまり蘇轍は、小序第二句以下の詩篇解釋から自由な立場に身を置くことによつて、「盧令」「還」の詩句自體の描寫の相似性に氣付くことができたのである。さらに、彼の考えに基づけば、

「盧令」と「還」の小序第一句が同じく「荒廢を刺る詩である（刺荒也）」であるのは、兩詩の内容上の相似を反映しているのだと説明できることにもなる。前稿で本詩を、蘇轍が小序第二句以下を削除しながら詩解釋においては第二句以下の記述に従っている例の一つと考えたのは誤りで、むしろ前稿Ⅲで検討した、詩序第二句以下を削除したことが詩篇についての蘇轍の新たな解釋と整合的である例の一つとして位置づけられなければならない。

以上、前稿で筆者の草卒から資料を誤讀し、ひいてはその分析を誤ってしまったことをここに訂正する。

